

## 年金だより

### ■住所変更されたときは届出が必要になります

日本年金機構では、毎年誕生日に、皆さんの保険料納付実績や年金の見込み額などを記載した「ねんきん定期便」をお送りしています。

ご住所に変更があった方で、届出がお済みでない場合は、「ねんきん定期便」などの各種お知らせが届かない場合がありますので、変更があった場合は、速やかに変更届を提出していただくようお願いします。

#### 届出・問合せ

##### ▶国民年金第1号被保険者

市役所保険年金課保険年金係☎551-1670

##### ▶厚生年金・共済組合加入者及びその被扶養配偶者

厚生年金または共済組合加入者の勤務先

##### ▶年金受給者・60歳以上で年金を受け取られていない方（裁判請求済みで現在停止になっている方も含む）

青梅年金事務所☎0428-30-3410

### ■年金を受けていた方が亡くなられたときは届出が必要です

年金を受けていた方が亡くなられたときは、「年金受給権者死亡届」を青梅年金事務所に提出してください。

また、年金は亡くなった日の属する月まで受けられますので、未払いの年金がある場合は「未支給年金・保険給付請求書」も合わせて、青梅年金事務所に提出してください。

未払いの年金を受けられる遺族の方は、年金を受けている方の死亡当時、生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、となります。

なお、「年金受給権者死亡届」の提出が遅れると年金がそのまま支払われ、後日、遺族の方より年金を返納していただくことになりますので、ご注意ください。

#### 問合せ「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165 (IP電話・PHSからは☎03-6700-1165)、青梅年金事務所☎0428-30-3414

※受付時間は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（ただし月曜日は午後7時まで延長、第二土曜日は午前9時30分～午後4時）

### ■市内の地区別空き巣・ひったくり発生状況 (平成22年1月から8月末まで)

	面積(km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本町	0.16			1	
志茂	0.28			1	
牛浜	0.23	1		2	
武蔵野台	0.49			2	
福生	1.80	2		4	
熊川	2.57	6		4	+1
北田園	0.32	1			
南田園	0.41	1			
加美平	0.61			2	
東町	0.05			1	+1
合計	6.92	11	0	17	+2

・詐欺に利用された  
・携帯電話の番号が変わった  
・あなたのお金を用意して  
・同僚がお金を取りに行く  
・さまざまな手口に騙され  
ないために、次のキーワードを言われたら、「振り込め詐欺」と思ってください。

◆「振り込め詐欺」に気をつけよう！

警察、防犯協会、市民が一体となり、「安全安心まちづくり」推進のため実施します。

### 安全安心まちづくり

#### 申込み

#### 講師

#### 会議室

#### 講師

#### 護士会所属

#### 会場

#### 講師

#### 会場

## &lt;h4